

新ごみ処理施設整備基本計画（素案）説明会での意見に対する考え方について

平成29年1月

埼玉中部資源循環組合

意見の分類

分類区分		件数		
新ごみ処理施設整備基本計画(素案)	1. 計画の目的	0	18	46
	2. 基本条件の整理	4		
	3. 焼却処理方式の検討	1		
	4. マテリアルリサイクル推進施設での処理方式の検討	0		
	5. 環境保全計画	3		
	6. 余熱利用計画	2		
	7. 配置計画の検討	6		
	8. 事業工程の検討	2		
	9. 概算事業費	0		
その他	地域振興策	16	28	
	鳥インフルエンザ対策	3		
	埼玉中部環境センター	4		
	建設検討委員会	2		
	分別収集	2		
	その他	1		

新ごみ処理施設整備基本計画(素案)

2. 基本条件の整理

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	取扱い
1	対象ごみにビニール類がないが燃やさないのか。泥のついた農業用廃ビニールについては、小さいものについては燃やしてほしい。	対象ごみの扱いについては、できるだけ資源化し、それでもなお残渣が出るものを焼却する方針です。	○
2	燃やせるごみについて、吉見町は収集段階できちんとした分別が求められ、役場の窓口にお問い合わせでも分別について厳しく説明される。新施設はある程度の分別で燃やせる施設となるのか。大まかな分別にして収集車が取り残すことがなくなってほしい。	組合、構成市町村で協議した結果、現行とほぼ同じ区分になると想定されます。きちんと分別して、できるだけ資源化する方針です。それでも資源化ができないものについて焼却します。収集の際のごみの取り残しについてはご意見として受け止めます。	—
3	新施設の名称はどうなるのか。	今後、検討してまいります。	◇
4	現在の施設の規模は240トンだが、(埼玉中部環境保全組合に比べて)構成市町村が増えるのに余力はあるのか。	9市町村の将来のごみ量を予測した上で228トンという規模を設定しました。将来人口の減少に伴うごみ量の減少が想定されます。稼働年度が最もごみ量の多いと考えられますので、それを基準として規模を設定しました。	○

3. 焼却処理方式の検討

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	取扱い
5	スラグ、焼却灰の発生量はどれくらいか。また、焼却灰、飛灰はどう処理するのか。	灰の発生量は焼却量のおよそ10分の1です。焼却灰が3に対し、飛灰が1の割合です。当組合ではコスト比較をした上でできるだけ資源化したいと考えます。	◇

5. 環境保全計画

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	取扱い
6	新しく施設ができた後も集塵機を使った周辺環境の調査は続けられるのか。地元から意見が出なくても、調べるものではないのか。	住民の方に安心していただけるように必要なことを実施していきたいと考えます。測定の方法、公表の仕方が現在の取組みから後退することのないよう努めます。	◇
7	測定のスパンはどれくらいで行い、結果をどう公表するのか。	新施設でも法律で定められた基準にのっとり毎年環境調査を測定を実施します。測定回数、測定頻度は項目ごとに異なります。測定結果は速やかに公表します。	◇
8	施設からの生活排水とは何なのか。生活排水は家庭から出るものではないのか。	処理施設の現場で働く者が業務後、お風呂を利用することが主な発生事由として考えられます。施設で働く者が使う水の排水とご理解ください。	○

6. 余熱利用計画

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	取扱い
9	ごみの量は中部環境と同じくらいの量なのか。発電するのにごみが足らなくなるということはないのか。	エネルギーを有効に活用するため、まず発電した電気は施設で使い、余れば電気を売るという考え方です。	○
10	焼却場の周りに電気を配ることは考えているのか。	個人の家庭に配ることは困難であるため、周辺施設に積極的に使っていきたいと考えています。	×

7. 配置計画の検討

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	取扱い
11	洪水に対して対策はどうなっているのか。	防災拠点となるような施設を整備します。盛土や電気系統を高く設置するなど運転に支障がないように設計の段階から取り入れます。	○
12	運搬車両はどの道路を通るのか。	建設予定地の西側の道路を拡幅して利用することを一案として考えています。収集車両が使用する道路については、地元と密接に関連する事項であるので、今後協議しながら決定していきます。	◇
13	出入口が2箇所あるが、県道側から工場棟にはいけないようだが、火災時には緊急車両が通行できるように進入路の確保が必要ではないか。	様々な見地からご意見を伺い、早い段階から設計に生かしていきたいと考えます。	◇
14	搬入の際に、道路が渋滞しないようにお願いします。	搬入ルートは確定していません。実際は地域の方との協議によるところが大きいかと考えます。 今回の配置図では計量棟にレーンを複数設けて待機車両の緩和を図っています。季節変動も想定する必要があります。混雑の度合いについて詳細な調査が今後必要になると考えます。 平成26年度時点では搬入台数が1日当たり平均116台と推測しています。ただし、川島町分は含まれていません。 平成20年度交通量調査によると、江網交差点で朝7時から夜7時までの間で3万台です。また、役場前交差点で朝7時から夜7時までで3万8千から9千台です。付近の交通量に比べ、新施設への搬入台数の影響は小さいかと考えますが、最新の実績を踏まえて再度整理します。	◇
15	9市町村の自己搬入の分も考慮してほしい。	自己搬入分も考慮いたします。	◇
16	今の3市町に比べて、9市町村ではどれほど(搬入台数が)変わるのか。	最新の実績を踏まえて整理します。後日、報告の機会を設けます。	◇

8. 事業工程の検討

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	取扱い
17	PFI導入の可能性はあるのか。	公設公営、公設民営、民設民営と事業方式は様々でありますので、どの方式が本事業に適しているのか調査を実施した上で、決定したいと考えます。	○
18	1年くらい(現施設と新施設の)2本の煙突が立つということか。	新しい施設と現在の施設の稼働が重なる時期も想定されます。環境アセスメントにおいてもそういった状況を踏まえて調査を進めてまいります。	◇

その他

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	取扱い
19	建設検討委員が委嘱されたのはいつか。	平成28年11月16日開催の第1回建設検討委員会にて管理者から委嘱されました。委員会は構成市町村議会議員各1名、大学教授1名、技術管理協会から1名、県職員1名、地元住民代表として飯島新田、江和井、芝沼から各1名の計15名で構成されます。また、日本環境衛生センターにはオブザーバーとして参加いただいています。	-
20	基準値について地元の声を聴くということだが、建設検討委員会で検討するということか。	建設検討委員会には地元代表とてい3名の委員がいるが、地元7地区すべての意見を反映することは困難だと想定されます。地元の声を聴くのは地元代表組織であると考えます。	-
21	計測している設置条件に疑問を感じる。設置場所が何年かで移動している。軒下に設置されてもいいのか。	【埼玉中部環境保全組合回答】 現在の調査地点は汚染物質が最も飛散すると想定される場所を選定しています。設置条件については業者に確認します。	-
22	今後、中部環境の施設はどうなるのか。荒川荘はどうなるのか。	【埼玉中部環境保全組合回答】 新施設の稼働後は、法律上の問題が解決した後、中部環境センターの解体が進む流れになります。荒川荘については周辺施設との兼ね合いにより存続させるかどうか検討され则认为ます。	-

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	取扱い
23	(埼玉中部環境センターの)跡地の利用について、吉見町はどう考えているのか。吉見町として今後の利用方法を前向きに考えてほしい。	【吉見町回答】 今後、埼玉中部環境保全組合を構成する3市町で協議いたします。	-
24	(埼玉中部環境センターを)解体するような段階になった時、鴻巣市、北本市からお金が入るのか。	【埼玉中部環境保全組合回答】 土地、建物といった財産は埼玉中部環境保全組合で所有しています。つまり、3市町の財産です。どういった割合で分けるかは正副管理者会議で協議される事項となります。	-
25	周辺施設を整備するための組織作りは進んでいるのか。	今回の計画はごみ処理施設の本体に係る事項を記載しています。次の段階では、周辺施設について計画を固めていきたいと考えています。来年度に周辺施設整備計画を作成するにあたり、地域の方の意見を聴くための組織を作りたいと考えています。	-
26	建設地は吉見町であるが、芝沼地区も隣接している。周辺整備に対する事業は飯島新田、江和井地区と同様な取り扱いをお願いしたい。	構成市町村である川島町と協議をしております。	-
27	周辺施設についてだが、健康増進施設は温水プールと決まったわけではないのか。	温水プールについて地元から要望を頂いています。しかし、競泳プール、介護予防のためのプールなどの具体的方向性はまだ決まっていません。周辺施設については地域の方の意見を聴きながら決定していきます。	-
28	関連施設とスポーツ広場が必要な理由は。	従来はごみを燃やすだけの役割でしたが、現在は燃やして出てきた熱を回収しエネルギーとして使うという流れです。新しい施設を利用し健康になってもらおう、利用しやすい施設にしたいという考えのもと、整備するものです。	-

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	取扱い
29	<p>一般的に、建設検討委員会は候補地選定段階から立ち上げるものと思われる。市民からの公募で選定されるケースもある。今回の委員選定について、管理者の権限があるとは言え、決め方がグレーである。大阪の自治体では、検討委員会を15回、16回開催してようやく候補地を選定している。同時に、地元組織も立ち上げている。組合の検討委員会はどのような位置づけなのか。事業には反対ではない。今後検討すべきことは周辺施設の内容である。地元の意見を上げる場がない。情報公開が足りない。住民代表を決めるのに年度の替わり目がよい。役員の交代時期である。行政側から声をかけて、早期に代表組織を立ち上げてほしい。</p>	<p>建設に向けてご理解をいただいた上でのご意見であると理解いたしました。建設検討委員会の役割は、施設整備基本計画素案を技術的な見地から確認・検証することです。周辺施設については、建設検討委員会のほかに住民の意見をまとめる組織を作りたいと考えています。協議会の建設検討委員会では、①8市町村のごみ処理に関する基本計画、②新施設の基本的な整備構想及び③建設候補地の選定について検討していただきました。2年間で3回開催しました。平成27年4月1日の組合設立に伴い、協議会の建設検討委員会は解散し、新たに組合の建設検討委員会を立ち上げた経緯があります。当組合の目的は新しいごみ処理施設の建設と運営です。組合設立に当たり、協議事項として取り決めをした中に、「新ごみ処理施設整備構想に掲げる周辺関連施設の整備及び維持管理に関する事項」とあります。つまり、周辺関連施設の整備、維持管理については組合の中で協議して進めていくこととなります。また、「組合が建設するごみ処理施設周辺地区内において、吉見町等が新ごみ処理施設等整備事業推進のために行う地域環境整備事業に関する事項」という記載もあり、これは地元に対して行う整備を費用負担する構成市町村の了解を得ながら進めていくという考えです。今後、周辺整備については、地元の声、構成市町村の考えを聴きながら進めていきたいと考えます。</p>	-
30	<p>要望になるが、集会所の建て替えの補助をしてもらえないか。</p>	<p>【吉見町回答】 周辺整備を考えていく上で、地元の意見をまとめてもらう代表者の組織を立ち上げたいと考えています。出された意見を組合、地域で協議し、できる、できないを含めて順序立てて考えていきます。そのため、現在約束できる話ではないとご理解ください。ご意見は受け止めました。</p>	-
31	<p>施設を造る地元のメリットは何か。敷地外に何か造る計画はあるか。</p>	<p>【吉見町回答】 建設予定地の外に何を造るとかいった計画はまだありません。道路等の整備については長期的な視点に立って考えます。できること、できないことを構成市町村、地元の方と相談しながら進めていきます。</p>	-

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	取扱い
32	建設する側と反対者のお互いの説明を聞いてみないとわからないこともある。今回の説明会で町、組合の姿勢がよく理解できた。住民のためになる良い施設だと思う。	【吉見町回答】 地域の意見をまとめてもらう代表組織を作りたいと考えています。組合として対応できること、吉見町として対応できることがあると考えます。そういったことを相談しながら地域の活性化につながる施設にしていけます。	-
33	大気汚染防止について、基準を満たせば健康被害はないとのことだが、そもそも施設がなければ汚染はない。それでも蓮沼新田、高尾新田は建設に同意した。飯島新田、江和井は道路が整備された。同意を渋っていると道路整備が進むように見える。蓮沼新田、高尾新田はすぐに同意したため軽視されているのではないか。久保田新田では条件闘争をしたと聞いた。 道路がよくなれば分家もできるし、町の外に若い人が出ていかない。蓮沼新田は何もしてもらえない。地元にもメリットがほしい。 前回説明会では当時の副町長から東第二地区は地元であると回答があった。副町長と農政環境課長に現地を見てもらった。その時に何年も先の整備では蓮沼新田は消滅してしまうと伝えた。その後2年経ったが町から何の返答もない。高尾新田の神社の向こうのU字溝は整備された。蓮沼新田もやってほしい。	環境影響評価では、風向・風速などを踏まえて汚染物質の拡散を予測・評価します。安全・安心な施設建設に向けて取り組みます。 大気汚染物質については、ダイオキシン類以外はリアルタイムで計測結果が見られます。住民に対しては、積極的に測定結果をお知らせします。 【吉見町回答】 周辺の道路の整備については、長い目で見ていただいて地域の整備、活性化を考えていただきたい。組合を構成しているのは吉見町だけではないので、ほかの市町村と調整しながら整備していくこととなります。整備に当たっては、地元の声をまとめる組織の設立を考えています。東第二の各地区と芝沼地区は地元として平等に扱っていきたいと考えます。	-
34	健康増進施設について、大きい介護施設をつくったらどうか。熱と電気があるので光熱費が安くでき、モデル地区となるのではないか。寝たきり老人が200人も300人も入れる施設があれば雇用が生まれる。	現在、組合で第一に進めているのは国の交付金を受けてごみの処理をする施設をつくることです。次の段階として、ごみを燃やして出る熱を周辺の施設で利用したいと考えています。提案いただいた介護施設について、介護の入所施設をつくるとなると国の制度に組み込むことは困難であると考えています。地元組織の中で、本事業だけにとどまらず地域の将来を考える機会をつくりたいと考えます。	-
35	どこまでが地元かというのは難しい問題である。蓮沼新田としては地区の将来のために協力していきたい。新施設の運営について、地元雇用に優先してほしい。	新施設運営における地元雇用優先については、ご意見として受け止めます。	-
36	周辺施設はどういったものを造るかのたたき台はあるか。地域に買い物をするところがないのでコンビニをつくってほしい。	具体的にはこれから検討してまいります。施設整備構想の中で温水プールと記載していますが、競技用なのか介護予防に主眼を置くものかはみなさんの意見を聞いて決めていきたいと考えます。農産物も販売コーナーになるか直売所になるかも、最終的には9市町村の合意を得ながら進めていきたいと考えます。	-

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	取扱い
37	中部環境センターの隣地に新施設をつくることだが、総合的に考えていくのか。個別か。	荒川荘と周辺施設の関連は今後、協議することとなります。	-
38	新施設はどれくらいの稼働期間を考えているのか。次(の建設地等)は検討されているのか。中部環境の跡地を建替用地にするのではなく、地元のためになる再開発してほしい。	新施設の次の施設について正副管理者会議で話題に出ますが決定はしていません。まずは、ごみを安全、安定的に処理できる施設の整備を進めたいと考えます。 現施設の跡地利用については、いただいたご意見を埼玉中部環境保全組合へ伝えます。	-
39	中部環境では他の市から吉見町に迷惑料をもらっていると聞く。現在どのように使われているのか。また、新施設ではどうなるのか。	当組合では周辺整備について具体的に決まっていません。周辺整備は組合で協議すべき事項ですので、吉見町、川島町の考え方、それ以外の構成市町村の考え方を調整して進めていきます。 【吉見町回答】 吉見町は周辺整備のため、埼玉中部環境保全組合から負担金として年間2500万円頂いています。負担金は東第二地区の道路整備、水路整備、集落排水整備に使われてきました。負担金のほかに町の予算、県の補助金を利用して、いち早く整備を進めてきました。	-
40	地元とはどこか。	吉見町の東第二各地区と川島町の芝沼地区を地元として個別の説明会を開催いたしました。	-
41	鳥インフルエンザの対応について伺う。(感染した鳥を)処理対象ごみに追加しないのか。	鳥インフルエンザへの対応は家畜伝染予防法に基づきに行われます。廃棄物処理法とは別の対応になりますので、殺処分したものは処理対象物に含まれません。患畜は基本的に発生した場所において埋却されますが、実際に起こった際には国、県の方針、地域の方の理解を踏まえた上で総合的に判断します。	-
42	中部環境で焼却する件については事後報告的に聞かされた。新施設では事前に相談した上で焼却することを約束してくれるのか。	新しい施設ではそういったことがないように、住民の方に理解して頂けるように対応します。患畜に対して移動制限をかけ埋却することを前提としますが、それでも対応できない時には地域の方へ相談したいと考えています。	-

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	取扱い
43	今後、住民代表組織を立ち上げるということだが、基本設計が来年度末までとなっている。地元の声聴くのは来年度末までということなのか。それ以降でも聴いてくれるのか。	設計の段階でお聴きしたいこととそれ以降にもお聴きしたい事項がありますので、継続的に意見を聴いていきたいと考えます。まずはごみ処理施設本体のことを今年度の計画、来年度の設計で考えていきます。本体を決めるに当たり発電機の容量や発電した電気をどう使うかについて決める必要があります。同時進行で周辺施設の計画を進めていきます。	-
44	粗大ごみ(の処理手数料)は無料にならないか。	意見としてまとめる機会を今後用意したいと考えます。	-
45	ごみの分別が細かく戸惑うことがある。新施設での分別はどうなるのか。出す際に判断に困る事がある。	【吉見町回答】 地域の方の協力のおかげで、吉見町は分別がよくできており、その結果、資源として有効に活用されています。今後も可能な限り分別をしていただき資源化をお願いしたいと考えます。なお、選別してもなお資源化できないものの対応については他の構成市町村、組合と協議していきます。 出し方に困るようであれば事前に役場へ相談してください。	-
46	建設予定地内に建設反対の看板がまだ立っているが。	平成28年8月19日に25名の地権者全員から測量等の立入りの承諾をいただきました。看板を立てた人は土地の所有者ではありません。土地所有者からは調査立入りの同意はいただいています。 反対している人が当組合を相手に昨年の夏から裁判を起こしています。埼玉中部環境センターを造るときの裁判で和解したにもかかわらず近くに造ろうとしており、当組合が進めている測量や地質調査等の作業をやめるようにとの訴えです。 土地所有者へは看板撤去の申入れをしています。	-

ご意見の取扱いについて

- ◎ : 基本計画に盛り込むこととしたご意見
- : 基本計画に盛り込んでいるご意見
- × : 基本計画に盛り込むことが困難なご意見
- ◇ : 埼玉中部資源循環組合へのご意見
- : 基本計画と直接関係がないご意見